

議第 2 号

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令について

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

令和 5 年 3 月 1 7 日提出

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

(提案理由)

教育委員会事務局の組織再編に伴い、所要の規定整理を行うため。

< 関連法令 >

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令の概要

1 改正の趣旨

組織改正に伴い所要の改正を行うもの。

2 施行日

令和5年4月1日

3 改正の内容

サービス管理者会議の庶務は、「教育総務課及び教職員課」から「教育総務課及び高校教育課」において行うよう改正する。

岐阜県教育委員会訓令甲第 号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年 月 日

岐阜県教育委員会
教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程（平成九年岐阜県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「教職員課」を「高校教育課」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程（平成九年岐阜県教育委員会訓令甲第四号）新旧対照表

（新）

（旧）

第一条から第十条まで	略	第一条から第十条まで	略
（服務管理者会議）		（服務管理者会議）	
第十一条	略	第十一条	略
2及び3	略	2及び3	略
4	会議の庶務は、教育総務課及び高校教育課において行う。	4	会議の庶務は、教育総務課及び教職員課において行う。
第十二条及び第十三条	略	第十二条及び第十三条	略
附則	略	附則	略
別表	略	別表	略
別記様式	略	別記様式	略